

第1章

総則

1 通関業法の目的（通関業法第1条）

通関業法は、**通関業を営む者**についてその業務の**規制**、通関士の**設置**等必要な事項を定め、その業務の**適正な運営**を図ることにより、**関税の申告納付**その他貨物の通関に関する手続の**適正かつ迅速な実施を確保すること**を目的とする。

国際貿易を行う為には、税関に対する手続が必要である。

関税の申告納付やその他の通関手続は一般的には複雑であり、専門的な知識や経験が必要である。

そこで輸出入業者は通関業者にこれらの手続を委託し、委託を受けた通関業者はこれを代理・代行することにより通関手続を円滑に、適正に行うこととなる。

これらの業務を適正に行うという**目的の達成**のために定められているのが「通関業法」である。

▼チェック問題

空欄に当てはまる語句を答えなさい。

通関業法は、通関業を営む者についてその業務の（イ）、通關士の（口）等必要な事項を定め、その業務の（ハ）な運営を図ることにより、関税の（ニ）その他貨物の（ホ）に関する手続の（ハ）かつ迅速な実施を確保することを目的とする。

▼解 答

イ：規制 口：設置 ハ：適正 ニ：申告納付 ホ：通關

通關士試験は語句選択式、複数肢選択式、択一式の出題形式があるが、空欄補充で解答ができる程度にまで準備しておくとよい。



CHECK

過去問題に挑戦しよう！

「通關業法の目的」またはこれらに類する単元の過去問に取り組みましょう。

（過去問解説講座テキストの利用者は目次を参照して下さい。）

※この単元は出題がされない場合があります。

※単元名は完全に一致しない場合があります。